

2015 ふくやま人権大学

講義録



福山市

2015 ふくやま人権大学 講義録 目次

2015 ふくやま人権大学 講師一覧

人権学習リーダー養成講座

「人権学習リーダー養成講座」・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

ゼミコース

「人権入門」コース

「いろいろな色と生きていく」※LGBTについて・・・・・・・・ P 5

ゲスト・インタビュー

「メディアは人権にどう向き合っているか」・・・・・・・・ P 7

「多様化する人権・社会」・・・・・・・・ P 10

同和問題コース入門編

「入門・誰も教えてくれなかった部落問題」

「よくわかる部落問題のとらえ方と今の課題」

～同和問題の基本認識～・・・・・・・・ P 13

「学校現場から見たドウワキョウイク？（同和教育）の実情」・・・ P 16

学習から行動へ「自分にできること」・・・・・・・・ P 18

同和問題コース研究編

「同和対策審議会」答申から50年

～部落差別の解決を迫る法と施策の道筋を明示～

「答申以前の差別実態と国策樹立の国民的運動の歩み」・・・ P 20

「同和問題は国の責務・国民的課題と明確化した意義」・・・ P 21

「人権文化の根づいた地域社会と

コミュニティセンターの意義と取組並びに役割」・・・ P 23

青年発コース

「青年発 社会とのつながり方」

～私たちと「人権」について考えてみませんか～

「人権問題を考える」・・・・・・・・ P 25

「受け止め方と解決の可能性」・・・・・・・・ P 26

アンケート集約・・・・・・・・ P 28

人権学習リーダー養成講座

「人権学習リーダー養成講座」

講師 山口 健一さん（福山市立大学講師）

ゼミコース

「人権入門」コース

第1回 「いろいろな色と生きていく」※LGBTについて

講師 久遠さん（「かも？」Cafe）

コーディネーター 山下 直子さん（ヒロシマ人権財団）

第2回 ゲスト・インタビュー「メディアは人権にどう向き合っているか」

講師 社納 葉子さん（フリーライター）

福場 千秋さん（レディオ BINGO パーソナリティー）

コーディネーター 山下 直子さん（ヒロシマ人権財団）

第3回 「多様化する人権・社会」

講師 山下 直子さん（ヒロシマ人権財団）

同和問題コース入門編

「入門・誰も教えてくれなかった部落問題」

第1回 「よくわかる部落問題のとらえ方と今の課題」～同和問題の基本認識～

講師 村井 茂さん（大阪人権協会代表理事）

第2回 「学校現場から見たドウワキョウイク？（同和教育）の実情」

講師 森定 洋さん（中学校教諭）

第3回 学習から行動へ「自分にできること」

講師 岡野 保洋さん

同和問題コース研究編

「同和对策審議会」答申から 50 年

～部落差別の解決を迫る法と施策の道筋を明示～

講師 川崎 正明さん（全国隣保館連絡協議会会長）

第1回 「答申以前の差別実態と国策樹立の国民的運動の歩み」

第2回 「同和問題は国の責務・国民的課題と明確化した意義」

第3回 「人権文化の根づいた地域社会と

コミュニティセンターの意義と取組並びに役割」

青年発コース

「青年発 社会とのつながり方」

～私たちと「人権」について考えてみませんか～

第1回 「人権問題を考える」

司会 亀樋 哲生さん（福山平成大学 シグマソサエティ）

コーディネーター 山口 健一さん（福山市立大学講師）

第2回 「受け止め方と解決の可能性」

司会 山地 佳菜さん（福山市立大学 だて会）

コーディネーター 山口 健一さん（福山市立大学講師）

開講式（10月3日）

「人権学習リーダー養成講座」

講師 山口 健一 さん（福山市立大学）

1 はじめに

本日は、人権というものが、みなさんが生活しているコミュニティの中で、どのようにつながっていくのか、時間の許す限り説明していければと思います。

前半部分は、人権と文化の両輪を持って解決していくというお話をさせていただきます。後半は、みなさんが普段活動している、住民学習会等の人権に関する学習会のことについてワークショップをしていこうと思います。

2 「差別」と「区別」の違いとは？



差別というのは、等しく扱わなければいけない場合において、等しくないように扱われる、不当に扱われるということです。この時のポイントは、属性に基づいて判断するということです。

例えば、日本人である、男性である、女性である、在日コリアンである、ハンセン病回復者である等、そういう属性において本来は、等しく扱わなくてはいけないのに、等しく扱われないことを差別といいます。

お金を持っていれば、物を買うことができます。

しかし、その方が在日朝鮮人だとわかった途端に、あなたではお金はおろせませんよ、アパートを借りる時に、在日朝鮮人には貸しませんよと言われた。これらは明らかに、等しく扱わなければいけないのに、属性、カテゴリーで差をつけて判断しているので、差別といえます。

区別というのは、等しくなく扱うべきところを等しくないように扱うことです。例えば、男女が一緒に銭湯に行った場合、男湯と女湯とに分かれますが、これは、差別ではなく区別することになります。

区別するというのは、「男性と女性」「日本人と朝鮮人」といったように、違いを表したのですが、差別は、等しく扱うべきところを違うように扱うことによって、上下の値打ちをつけ、その人や団体の自由や権利を無視したり、侵害するなど、不当性、不利益性を被る関係が生じることを言います。

3 「人権感覚」とは

人権感覚とは、同じ人間として等しく扱うということです。

例えば、同じ人間として等しく扱わないといけないから、AさんBさんCさんDさん、みんな仲良くすればいいんだという人がいますが、そうではないです。

誰しも人間ですから、好き嫌いや相性があります。そういう中で、万人と仲良くするのはおそらく無理です。では、嫌いな人を人間として扱わないというのはダメです。嫌いな人であっても人間として等しく扱う。それが、人権感覚ということになります。

例として、ある町内会で、ずっと地元で生まれ育ち、結婚し退職して、宗教はないという人が町内会にいたとします。その町内会に、女性で二十代独身で、キリスト教を信仰しているというAさんが移住し、町内会に入りたいとします。

町内会には、いろいろな活動があって、お祭りがあったとします。地元の神社でお祭りがあったとして、その女性が、私はキリスト教を信じているから神社に入れません、神道で行われるお祭りには参加できませんと言った場合どうするか。

ひとつの見方としては、地域の行事なのでちゃんと参加してほしいということがあります。しかし、Aさんからすると、信仰の自由があるのにそんなことで侵害されたくないという問題が起きます。

こういう問題が発生したときに、参照しなければいけないのが人権ということなのです。どこを公平・平等にするか、どこを区別するか、差別をどうなくすかということです。



4 グループワークの討議内容と結果

みなさんの各学区における人権課題について、各グループに分かれて、グループワークを行います。具体的に、5つ質問をあげさせていただき、それについて討議してください。

- ① みなさんの学区で、どの程度の規模で人権学習をしているか
- ② その活動がうまくいっているかどうか
- ③ ②でそのように評価された理由
- ④ そのように評価した背景（例：社会の変化・時代の変化など）
- ⑤ ①～④を書いた後に、どういう解決策があるのか

ないでもいいです。あった場合には、現実的にどのように解決していくのか、現実的な解決策をお聞きしたいと思います。



グループ①



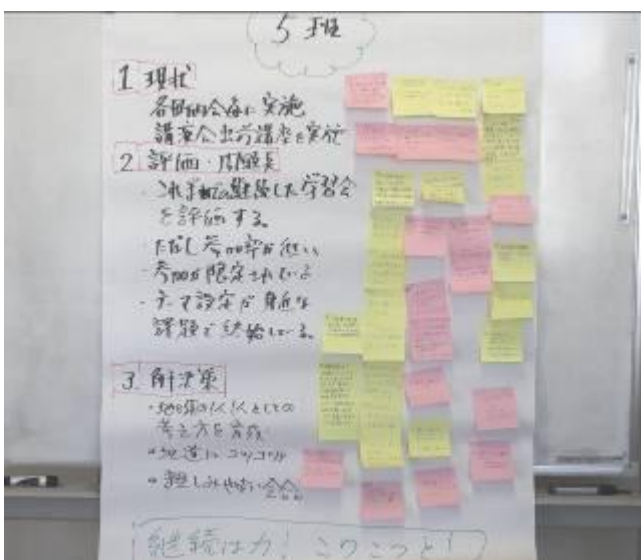
グループ②



グループ③



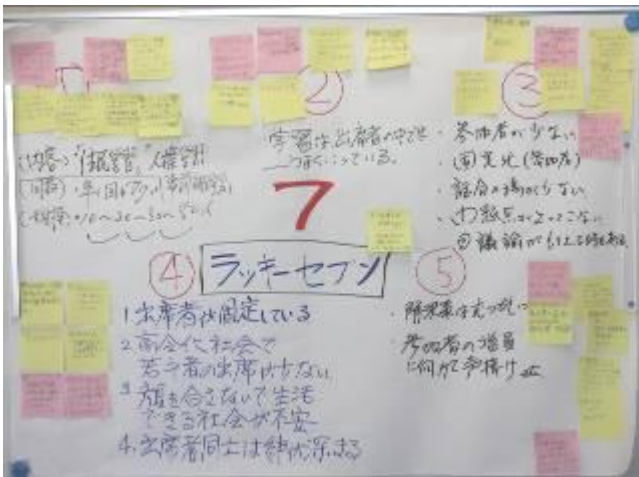
グループ④



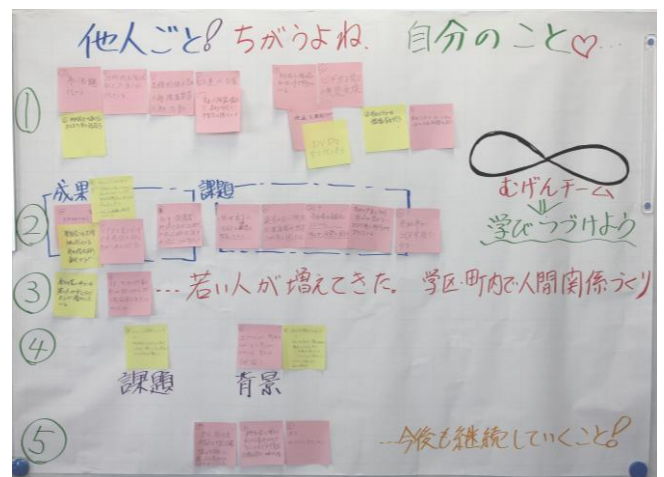
グループ⑤



グループ⑥



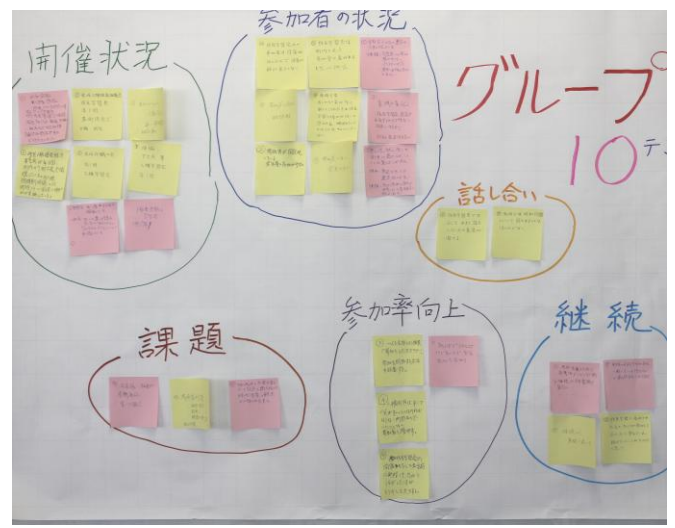
グループ⑦



グループ⑧



グループ⑨



グループ⑩

5 まとめ

まとめを行なう時には、大体の先生は、こういうのがいいんだ、こういうのが素晴らしいんだということを言いますが、ワークショップの魅力というのは、同じ目線で同じ立場で話していけるといいんです。みなさんがワークショップを行い、気付いたことがみなさんの成果です。

前回、行政職員対象にも講座をやらせてもらって、その時思ったのが、それぞれみなさんが学区でやっている内容も、人権学習でやっている内容も含めて、それを共有することによって、マンネリ化することもないのかなと思いました。例えば、障がい者の話、学区の中の防災の話、同和問題の話、それらのノウハウを蓄積していくことで、同じ問題に直面した時に、また、住民学習会をやってみたけど、うまくいかない時に、ノウハウと知識がうまく回るのではないかと思います。

人権入門ゼミコース 11月10日(火), 11月17日(火), 11月24日(火)
「じんけん, ジャスト・ナウ!」
～改めて気づく人権課題～

第1回(11月10日)

「いろいろな色と生きていく」※LGBTについて

講師 久遠さん(「かも?」Cafe コーディネーター)

コーディネーター 山下直子さん(福山女性ネットワーク)

1 「かも?」Cafe びんごについて



10月22日に「一般社団法人広島県セクシュアルマイノリティ協会」になりましたが、それまではずっと「かも?」Cafe という名前で活動していました。

広島県を中心にもう少し広い地域に発信していければということで、通称「かも?」Cafe と呼んでいます。みんなで集まってお茶を飲んで話をしたり、読書会をしたり勉強会をしたりしています。

うちの活動の特長は、当事者だけではなく支援者の方がとても頑張ってくださいているということです。通常の自分のことを知られたくない人が多いので、ニックネームとかで呼んでいます。自分を受け入れてもらえないかもしれないという意識をずっと持って生きてきているので、仲間かもしれないけど怖いという人のために、だめそうだったらもうこれ以上出なくていいですよと、そういう仕組みも作っています。

2 基礎知識

セクシャリティは、自分はどういう性別であると思っているかという「性自認」と、自分はどの性別を好きになるかという「性的指向」、主にこの二つで構成されています。自分がそうしたいと思ってしているのではなくて自然とそうなってしまいます。少数派であるがために何らかの不利益を被っている性的マイノリティ(セクシャルマイノリティ)について、最近よく見聞きするのが LGBT だと思います。これなんか本当はごく一部で、セクシャリティっていうのは人の数だけあります。自分の心の性別が自分の性別だと思って頂ければいいかなと思います。

3 私のセクシャリティについて

私の場合は中性が一番こだわりであり、中性だからバイセクシャルだと思っています。年齢をとったらもう恋愛も性的関係も興味がなくなる、昔はそうじゃなかったけど今はそうっていうことがありますか。セクシャリティは揺らぐんだということを持ち

よっと意識してもらえたらなと思います。自分のセクシャリティはこうだと決めつけないことで、誰もが楽になるところがあるのではと思います。

4 セクシャルマイノリティを取り巻く環境

セクシャルマイノリティの子どもたちが一番最初に接する社会が学校です。

道徳の教材にある「好きな異性がいるのは自然」ということは「好きな同性がいるのは不自然」になりませんか。「強制異性愛」ですよ。「好きな人がいるのは自然」でいいのです。「性差の強調」の方は、これはトランスジェンダーの人に関する悩みですけど、社会も学校も男性女性と強調し過ぎます。「くん」「ちゃん」を付けて分けるとか、男性用は青、女性用は赤い線を付けるとか、男女のトイレとか。性的マイノリティの子どもたちにとって、学校へ行くだけで様々な場面で否定的なメッセージにさらされ続けるという事になります。子どもたちが勇気を出して話した時に、自分の事を否定せずに聴いてくれたと思う事は、ものすごくその子の生きていく糧になります。



5 いろいろな色（個性）を認め合うために

一つめには、強制異性愛・性差を強調するメッセージは気づかないだけでどこにもある、その事を意識してほしいです。そうすると今までよりも目につくようになると思います。二つめは、性的マイノリティがいる・いないに関わらず常に肯定的なメッセージを発してほしいです。「彼氏いるの」「彼女いるの」ではなくて「恋人はいるの」「パートナーはいるの」と聞いてくださるとか、男でも女でも使えるような表現をする人がいたらすごく生きていきやすくなります。あともう一つ増えてほしいと思っているのは、「アライさん」です。自分は当事者ではないのだけれど、当事者に対して支援をしたり協力したり理解をしてくれる人です。この旗を見てください。6色のレインボーって多様性の象徴なんです。その中に非当事者の人も含まれているはず。一緒に生きていく中でいるんだ、一緒に生きていく仲間なんだ、仲間で一緒なんだと思ってくれると嬉しいです。

※コーディネーターから

いろんなところですごく不利益がはっきりしているのに今の日本は放置しているということはこの LGBT のことすごく明らかになったんじゃないかなという気がしました。各地域でこの学習機会を保障していく機会があればどんどん横にひろげてアライさんを増やしましょう。

第2回（11月17日）

ゲストインタビュー「メディアは人権にどう向き合っているか」

パネラー 社納葉子さん（フリーライター）

福場千秋さん（レディオBINGOパーソナリティー）

コーディネーター 山下直子さん（福山女性ネットワーク）

1 メディアの現場から

（1）仕事に就いたきっかけ

＜福場さん＞約7,500人の外国人市民にとってはあまりにも情報が少ないばかりか、彼らの存在すら分かりにくい状況があります。英語に携わる自分が情報を提供する側に立ちたいという思いから、「レディオBINGOの多言語放送地球市民」の担当として採用されました。

＜社納さん＞世の中は声をあげられる人ばかりではない、そうでない

人の声を取りあげて発信したいと思っています。現在は、女性の生き辛さやDV、子育てのことなどを書いています。知人の紹介で部落解放運動に出会い、水平社宣言は私の羅針盤だと思って大切にしています。

（2）これまでの人権変革の変わり目

＜福場さん＞外国人市民との出会いで気付かされたことがいろいろあります。とりわけ言葉の壁により、孤立化するケースが多くあります。災害時、緊急放送はどうかということ視点を「地球市民」の番組制作が始まりました。福山に住む外国人当事者が寂しくないよう、心癒されるようにとの思いで発信しています。自分の中にあった「外国人は日本の中では情報から遅れている」という不便さを取り除けるよう意識しています。

＜社納さん＞1999年、人権情報を発信するサイト「人権情報ネットワーク ぷらっと」が立ち上げられ、私は障がい者問題を担当しました。地域に精神障害のある人たちの居場所をつくろうという取組に対して反対の幟旗が立ち並びました。識字学級では外国人の方が日本で暮らすうえでのストレスを聴くことができました。時と場合によっては、子どもたちは親を否定するまで追い込まれると言います。彼らが自身のルーツをどれだけ尊重できるかは、言葉の壁を作っている、受入れる側である私たち日本人の問題だと感じました。

＜山下さん＞朝鮮学校の問題でもわかるように、外国人当事者が学ぶ環境については教育の機会均等が保障されていません。



(3) 民間放送倫理規定（内規）とのスタンス

<福場さん>スタジオでは常にニュートラル、中立な状態を保つようにしています。選挙などは特に気をつけます。会社はスポンサーで成立しています。かといって偏ってもいけません。一方でハッキリした考えを示すことが必要な場合もあります。マス・メディアの役割は社会と社会のつなぎ役だと考えています。

<社納さん>フリーライターである自分に、政治的な視点が求められることはほとんどありません。また、自分の問題意識を明確に書ける媒体ばかりではありません。そのなかでどこまで「人権」の視点を入れられるか。読んでいる人にはほとんど伝わらないかもしれませんが、自分なりに格闘しています。

(4) 人権侵害や矛盾との出会い

<福場さん>身長155cmの私がアメリカでバスを利用、降りる際に金額を問うと「子ども料金でいいよ」と言われたり、ハンバーガーショップでは順番が来ても飛ばされたりしました。当時は抗議する勇気も人権意識もありませんでした。日本人気質からか自己主張できませんでした。逆に、自由の女神見たさに地下鉄に乗車し、恐る恐る黒人女性に道を尋ねると、現地まで案内してくださり、人間的優しさに触れました。黒人に対する自身の差別意識を思い知らされました。

<社納さん>女性として、性差別は子どもの頃から経験してきました。「女のくせに」という同級生の男子からの言葉から痴漢被害まで、女性に対する人権侵害はいたるところにあります。自分の娘が中学時代に教師からセクハラ発言を受けました。学校や教育委員会への問題提起から話し合いまでの間にも傷つくことばかりでした。闘うことは本当に疲れ、傷つきますが、人権侵害を次世代へ引き継ぎたくないと思えます。

2 メディアの責任

(1) ヘイトスピーチについて

<社納さん>大阪・京都・神戸では日常的に行われています。カウンターという抗議行動をしている人たちが「殺せ！殺せ！」という罵声に対して「差別はやめよう」の看板を掲げて抗議すると、その様子を写真に撮ってインターネットにさらしています。学校で当事者の子どもたちに「ぼくらはそんなに嫌われているの？」と尋ねられた先生は絶句して何も言えなかったと聞きました。私たちにできることはヘイトスピーチに対して「ノー！」と言いつけること、具体的に行動することだと思います。直接関わることは難しくても、反ヘイトスピーチの民事裁判をカンパなどで支援することはできるのではないのでしょうか。

<福場さん>福山市内では日常の光景としては見られませんが、フェイスブックなど、SNS などでは見受けられます。横文字でごまかされてはいないかと、振り返ることが必要だと思います。

(2) メディアの影響力や国連の提言を受けて

<社納さん>大阪の橋下市長は少しでも批判をされると、揚げ足をとってしつこく叩きます。批判や疑問に誠実に答えるという姿勢がみられず、公人としての責任を果たしているとは言えないと感じています。また、メディアはこのことに対して逃げ腰です。

国連からの度重なる指摘については恥ずかしいとしか言いようがありません。現政権は私が選んだわけではありませんが、日本国民としての責任はあります。考えが相反する人たちと対立するだけではなく、いかに話し合い、ともにやっていくのかを考えなければいけないと思っています。

<福場さん>国際スポーツよりもヘイトスピーチを取りあげる報道の仕方に、おかしいという意識を持ってほしいと思います。言われて嫌なことという意味では、いじめも言う側と言われた側ギャップがあります。クラス内の外国人に対するいじめは、小さな社会に他ならないと思います。

(3) クレームを受けたことで学んだことは

<福場さん>外国籍の人たちから直接体験を聞いてきました。そこで気付いたのは地域との関わりが大切ということです。ラジオは一方的で素通りするだけです。地域へ留めること、フェイス トゥ フェイスの関わりが必要です。例えばイベントをすることで人との出会い、文化との出会いができ、相互理解につながると思います。

<社納さん>障がい問題で「がい」の表記について、議論になったことがあります。まずは当事者の意見や思いを聞くことが大事ですが、当事者の意見もさまざまです。最終的には「自分はどう考えるか」を深く考え、自分の言葉に責任をもつことだと思います。

取材者は、ともすれば絵になる対象者、困っている人、差別されている人を取り上げようとしています。それで問題の本質が見えるでしょうか？ 自戒をこめて、信頼関係を築くことから始めたいと思います。

3 まとめにかえて



<社納さん>メディアを支えるのは私たち市民の問題意識です。一人ひとりの存在は小さいけれど、できることもあります。たとえば、いいと思った報道があれば、そのことを直接テレビ局や新聞社に伝えること。批判だけでなく、応援も大切です。批判するなら、「こうい

う視点が欲しい」など、具体的な提言を添えるのもいいと思います。

<山下さん>メディアには、正義を貫いてほしいと思います。権力を監視する立場にあるのですから。9月19日に法案が成立しましたが国会を取り巻く若者たちの報道は少ないのが現実でした。ヨーロッパでは小さな機関紙やメディアに補助金がでるシステムがあります。少数派の声を大切にするためです。

<福場さん>マスメディアとして問題提起し、人権について、外国籍市民のことを含め、関心の薄い人にこそ発信していきたいと思っています。

第3回（11月24日）

「人権・点検・再発見！」

講師 山下直子さん（福山女性ネットワーク）

1 人権とは

人権とは、「人間が生まれながらにして持っている権利」「人間として当然与えられるべき権利」の二つの概念に分かれていると思います。基本的人権は、細かく分けると包括的基本権、自由権、社会権、参政権、国務請求権、受益権、平和的生存権などが絹布の中では人権項目として挙げられています。世界人権宣言をみると、第1条「生まれながらにして自由かつ尊厳…」第2条「いかなる事由による差別をも受けることなく…」と、人権に対するスタンスが書かれています。



社会的出身とか社会的地位、社会的身分と、言葉が少しずつ変わる歴史があります。

2 近現代日本史～人権獲得への熱い思い

近・現代史（近代、明治維新のころから現代にいたるまで）に、今の人権闘争の伏線、きっかけとなった人権獲得の動きがありました。

まず、自由民権運動です。「民撰議員設立建白書」は国会を作り国民が選んだ人が政治をしてください、というものでした。板垣退助をはじめとする運動の始まりです。

しかし、政党政治が始まる中、地方の農民を中心に民衆が政治家に任せきりにせず、独自で憲法を創ろうという動きが出ていました。この農民たちと、中央政治の動きが並行して進みましたが、民衆は抵抗権や、小作料の減免などにも触れていました。

その頃丁度、解放令が1871年に出されました。身分、職業とも平民同様とするとしながらも壬申戸籍にそれ以前の身分を記していたことが後に判明します。今は法務局の倉庫に眠る書類ですが、研究者・歴史家が法務局へ申し出れば閲覧できるそうです。研究と、差別につながる文章が今すぐ見ることができるとのバランスはどうかと思います。

1903年ごろ大日本国憲法ができた時に多くの民衆は喜んだらしいですが、幸徳秋水、中江兆民らは、本当に民衆のための憲法となっているか読んでみる前に喜ぶべきではないと言っていたそうです。

米騒動は、富山県魚津市のある母親がその発端となったので「女一揆」とも言われています。37県3府（当時）に広がった背景にはタカオカ新聞という地方新聞が取材記事を掲載したことが一因といわれます。この新聞は1週間で発禁処分となりましたが、事実を報道して何が悪い！と、全国の新聞社もともに立ち上がり、発禁処分の撤回を申請し受理させたそうです。

参加者数百万ともいわれる米騒動では、10万人の軍隊が出動し、検挙者25,000

人のうち、7,786 人が起訴され、刑事処分を受けました。ある地域で男性 45 人検挙のうち、44 人が被差別部落出身者だそうです。つまり、困窮していた一番の被害者が被差別部落の人々という証明になると思います。

事件を重く受け止めた国の動きとして、1920 年に原内閣は部落改善費 5 万円（当時）を計上しました。これは、部落改善のための初の支出金であり、米騒動やいろいろな人たちの活路を開きました。これが水平社創立へ繋がっていきます。

米騒動自体はいいことにはならなかったけど、自分たちの思いを伝える術はあると、被差別部落の人たちが感じたことには間違いなかったでしょう。

全国水平社が創立します。「男女いづれを問わず奮って参集さられたし」という呼びかけはよく読むと「男女」を対等にとらえており、これをふまえると、水平社宣言を読むとき、感じが違ってきそうです。

時代は変わり、戦前戦後を通して国会議員を務めた松本治一郎は、被差別部落や民衆の思いを国政で訴えました。たとえば憲法第 14 条「人種、心情、性別、社会的地位…」と提案された文を「社会的身分」と改めさせ、もう一つ、第 24 条の「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」の「のみ」を加え、結婚差別の現実を改善することにこだわりました。この二つの出来事は、日本の運動の中で大変大きなことだったと思います。

1946 年には、女性の参政権が獲得されました。14 人の女性が初の国会議員となりました。この人数の全体に対する割合は、2015 年の国会の女性議員の比率と変わっていません。戦後と、今現在と変わっていない現実です。

1965 年同和对策審議会答申は画期的な内容でした。「早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である」と言い切り、措置法ができ、同和对策事業が進められました。法律ができて、さまざまなことが進んでいくことを私たちは知っていると思います。

死刑判決者に対する再審無罪判決を勝ち取った免田事件の免田さんは、死刑囚として拘留されていた間に国民年金受給の機会を失い年金受給資格なしとみなされていました。しかし、総務省に受給資格の回復を申し立て、議員立法で特例の法律が成立しました。「死刑再審無罪者に対し」という言葉がついたことで、自分が失ったものを取り戻す強い意志を感じます。

3 人権侵害

現代の課題は例えば、女性差別で言えば、結婚最低年齢、再婚禁止期間、法改正で相続は平等になどさまざまです。その中でも、ハイトスピーチは表現の自由といえるでしょうか。

日本は人種差別撤廃条約を批准していますが、表現の自由に抵触するので 4 条については留保しています。面と向かって人権侵害をしても表現の自由を盾に逮捕されることはありません。

しかし、京都地裁の判決は、学園前での活動は相手を特定したものであり、人種差別にあたるとした画期的な判決でした。

また、2013 年に制定された「障害者差別解消法」には、社会的障壁の除去の実施

にかかわって、「合理的な配慮を的確に行う」としています。この「合理的な配慮」という言葉はどんな人権課題にも当てはまると思います。

私は、部落解放同盟広島県連合会が職場ですけど、その事務局に手書きの差別葉書が届きました。「文句あれば電話してください」とまで書いてあるので事務局の人にすぐに電話を！と言ったら、「いろんなことを考えなくてはいけない」とたしなめられました。

呉の差別ビラ大量ばらまき事件も書かれていた連絡先に確認したら、無関係の人で、結局わかったのは嫌がらせとか、中傷、人権侵害をしたいがための行為であったということでした。今回の件でもその後、連絡先に確認しましたがその方も名前を勝手に使われて迷惑しているとのことでした。

今、差別は、こんな風に巧妙なやり方で利用されているということです。これも一つのヘイトスピーチです。こういうことが、10年、20年前だけじゃなく、つい最近起きているということです。

国連での翁長知事のスピーチに明らかなのは、沖縄に外国の基地があることによる人権侵害です。基地があることによる生活上の支障となる事件が多発している、これを放置しているのは人権侵害だと言っているにも関わらず、逆に政府を超えてという言葉ではないと、バッシングもあったと聞きます。

いろんなことを振り返ってみると、日本の歴史の中で、憲法を作る機運があったり、命がけで水平社を創ろうとしたり、また、それらを潰すというか緩やかにしようとする国の方針があったりで、今があるわけです。

4 「権利」を学ぶ場としての学校教育・社会啓発

今、3回のゼミを振り返って何を考えないといけないかということ、次の点です。

まず、「恩恵・保護・福祉の客体から、権利の主体へ」ということ。いただいたり、守ったりするのはではなく、権利として主張することが大事です。

次に、学校教育社会教育の中での啓発です。そのことで子どもも大人も育まれる力が3つあります。①自分を守る力、②他人の感情に寄り添う力、③矛盾を解決しようとする力です。

①は免田法でのことから、②はLGBTの講師から伺いましたが当事者の集まりに支援者と共に歩んでいきたいという思いから、③は安保法制に対するSEALDsの動きから考えました。

多様化する人権課題に向き合うためにはどうすればよいか。人権感覚を磨くというのはやはり、当時者の、マイノリティの声を聞くことからしかスタートできないと思います。差別に寛容な、緩やかな言論・表現の自由はない、差別に寛容な自由はないという発想が必要だと思います。

それから、就労の安定、機会の平等、経済的自立につなげる必要があります。

最後に、人権を渴望する人たちとつながること。いろんな人権課題に向き合っている人がいますが、つながっていくことで、マイノリティの声を聞き、人権感覚を磨いていくことです。安保法案のときの若者の姿を見て、まだまだ捨てたものじゃないと思いました。そして、自分が認識したことをきっちり伝えていく責任も感じているところです。

「入門・誰も教えてくれなかった部落問題」

第1回（1月30日）

基礎講座

「よくわかる部落問題のとらえ方と今の課題～同和問題の基本認識～」

講師 村井 茂さん（大阪府人権協会 代表理事）

コーディネーター 岡野 保洋さん

1 はじめに

「今も部落差別はあるのか？」「どんな現実があるのか？」ということがよく言われますが、結論から言うと、なお厳しい部落差別の現実があります。部落差別を受けた被害者の声が具体的な現実であり、日本社会全体にどうあるのかということは、実態調査、意識調査等を通してみることができます。

大阪府民意識調査より ・結婚時に同和地区を避ける（25%）

・住居地に同和地区を避ける（40%）

→「差別の世間」を大きくみて同調し「部落を忌避することが、自分や家族の幸福になる」と考える、忌避意識がある。

差別事件は氷山の一角で多くの泣き寝入りしている事案の現実があり、近年、差別事件は悪質になってきています。ヘイトスピーチなど差別をあおるようなもの、差別手紙を送り付けるなど、インターネットには同じような確信犯的なものがあふれています。

部落差別の現実だけを教えて終わってしまうような啓発・学習では、逆に部落への忌避意識が強まります。この忌避意識の解体は今日の重要課題です。差別の現実を訴えるだけでなく、差別を克服している多くの人びとの姿や、解決への展望を確かに示していく教育・啓発が大切です。大阪府実態調査によると結婚に関して、50%が部落外の人と結婚しています。聞き取り調査によると、大半は反対を受けているが、差別を乗り越えて結婚することを選んでいきます。



差別は、克服しようと不断に努力することこそ大切だと思います。生活の中で差別的な発言に出会った時に、（自分の考えはちがうと）自分の意見を伝えることが大切であり、その時周りで聞いている人は、両方の意見を聞くことになるので、差別的な発言だけを聞くのとは全然ちがいます。

2 同和問題とは何か？その特徴

部落差別は歴史の中でつくられたもので、中世に慣行としてあった差別が、近世に制度化（差別しないと処罰を受ける）されました。「いつまで同和問題に取り組むのか」という意見を聞きますが、部落差別の歴史は長いです。これに比べ、なくそうとしてきた時間はそう長くなく、差別の解消に本格的に取り組んだのは、同対審答申以後数十年ほどしかありません。一日も早い差別の解消をめざしながら、その努力の時間を惜しんではなりません。差別解消人権確立には、憲法にもあるように、不断の努力が必要です。

全国水平社が1922年に結成され、まず差別事件を糾弾していきました。その後、差別のとらえ方は発展していき、差別事件から、偏見・差別意識、部落の生活環境等に現れた実態、差別を温存助長している社会の制度・文化等々へと広がりました。差別の特徴は、厳しいがゆえに見えにくいということがあります。部落差別に関心をもたないと差別に気づきません。様々な差別や貧困の問題など、自分には見えていないからと、問題をないことにしてはいけません。

3 部落問題解決に向けた取り組みについて

誤った考え方に陥らない

・部落分散論

部落出身者が部落から出て、故郷を隠せばよいという考え方は、差別はする側があらためるべき問題なのに、被差別者の側の生き方を狭め、抑圧するものです。結婚差別で自死したある青年は、祖父が部落出身だということをあばかれた結果でした。差別は、する側の問題、関係の問題として捉えるべきです。

・寝た子を起こすな論

そっとしておけば自然になくなるというのは机上の空論で、多くの歴史的事実が、それを示しています。差別は、そっとしておいてはなくなるので、全国水平社が立ちあがったり、同対審答申が出ました。この論によれば、学校・社会教育や企業研修など公的な取り組みはやめることになり、一方で誤った差別の伝聞や差別情報の氾濫はとめられず放置することになり、差別が悪化することは明らかです。それに、この論は、被差別当事者が差別に抗議して声をあげることを否定し、抑圧する考え方になります。

・差別宿命論

差別は絶対になくならない、差別を宿命・運命として捉える考え方で、この論の根底には、差別を人間性や生まれ（出生）に求める考え方があります。差別を生まれ（自然法則）の問題として捉えるのではなく、人間が作りだしたもの（社会法則）だから、人間の意志によってなくせると捉えるべきです。

差別の全体像をしっかりと捉えることが大切

差別の現象と原因を的確につかむことが必要で、部落の実態改善や市民の偏見・差別意識克服の教育・啓発に加え、今後特に被差別当事者の「心理面の被差別の現実」と社会にある「差別システム・慣行の実態」に関するとりくみが重要となります。「差別の世間」から「反差別の世間」へ。

「特別措置法」は格差のある地区改善に対するもので、特措法は、一つの手段としての法です。同和行政（部落差別撤廃行政）は、憲法に基づく責任行政で、部落差別が現存する限り、その解消のために積極的に推進しなければならないものです。今、差別の問題は多様で複合的です。そこにどう対処するかが大切であり、行政として「総合相談機能」の整備等、一般施策を活用・工夫したとりくみが必要です。

4 おわりに

差別は克服していくもの

忌避意識克服のポイント

部落差別の特徴は、歴史的にいうと、「外」というとらえ方です。「下」というとらえ方ではなく、「市民社会」の外として排除されてきました。それを克服するものとして、同和地区内外の人の豊かな交流や協働を発展させていくことが、これからはより重要となります。啓発だけでは乗り越えられないものが、共通の願いや目的を持ち、共に汗を流す協働こそが差別意識を乗り越える重要なカギとなります。

※質疑応答

Q. 日常的にこれが差別だと自分が気づかないことがたくさんあるのではないかな。

人権感覚を高めるためにどうしたらよいか。

A. 人権意識の高い人が差別に気づく。人権意識を高めるためには、教育・啓発、学習活動が大切。忌避意識克服のためにどうしたらよいかということと重なる。時代によって文化は違い、その社会の文化水準で人権意識を身につけることになる。人権には、法、制度、文化、運動、思想、個人の生き方・感覚といろんな側面がある。例えば、たばこの受動喫煙防止規定が盛り込まれた健康増進法ができてから、マナー・啓発では進まなかったものが法に明記されることですすんだ。差別規制法がない今、当たり前前に差別がよくないという文化が根付いた「反差別の世間」にするには、差別の禁止や被害者の実効的救済のための法整備が大切。以前、障がい者の方たちと駅にエレベーターをつくろうという運動をしたが、理念は同意するが、お金がないので難しいという対応だった。しかし、近年当初の予想以上の早さで駅にエレベーターが整備されだした。そういうことが、当たり前と人々が考える文化になることも人権であり、そういう社会発展をもたらす「運動」が大切である。

Q. 差別手紙をばらまくということは、どういう罪になるか。身元調査については、

法律的にどういう罪になるのか。

- A. 個人を特定している場合に限り、名誉棄損罪や侮辱罪などの現行法で告訴できる。しかし、差別行為そのものを規制する法がなく、また、個人を特定していない差別行為には、このような罪に問うこともできないのが現状。部落地名総監に対しても、行政指導という形になる。

身元調査に関して条例により規制しているところもある。また、探偵業法では、差別身元調査を一定程度規制することに役立つ条文が盛り込まれている。

戸籍の不正取得事件については、通常、刑法に違反して行われることが多いので、逮捕事例が多くある。

- Q. 人権救済法の見込みはどうか。

- A. 差別禁止法、人権救済法が必要。法には、最大の啓発効果がある。国連の人権委員会から勧告も受けていて、これまでの経過や立法事実等を考えれば、法制定はなされなければならない、長期的な視野でみると必ず法ができるものと思っている。

第2回（2月13日）

基礎講座

「学校現場から見たドウワキョウイク？の実情」

講師 森定 洋さん

コーディネーター 岡野 保洋さん

1 今・・・学校現場では・・・

今、学校現場では「部落問題を知らない。同和教育は特別な教育？」・・・そんな言動が聞こえてきそうな現実があります。基礎・基本学力調査、全国学力調査の導入により、いかにして学校の平均点を上げる、点数を取らせるための教育にいかに力を入れるかが現場の職員の大きな課題となっています。そのためには、学力向上プロジェクトや、校内授業研修等に徹底的な力を注ぎます。学校現場から「同和教育」という言葉は聞けなくなりました。

特に若年世代の教職員は「同和教育」に触れることはなくなりました。この現実の中で、目の前の子どもたちにどう向き合っていくのか？今の現場で何ができるのか？・・・『差別の現実から深く学ぶ』ことを教育の原点に置き、取組を進めてきた歴史をふりかえらなければなりません。したがって「同和教育」が必要ではないでしょうか？

学校現場では、子どもたちに教えなければならないことを「道徳教育」として教材化しています。いわゆる「人権教育」として人権感覚を育てているが、「現実から深く学ぶ」ものにはなっていないと感じています。

2 学年平和集会～戦争は最大の人権侵害・差別である～

そういった状況を繰り返しながら、何ができるかを探り、取り組んだ平和集会を学年ごとに開催しました。特に、戦争を知らない若い世代に、子どもたちに伝えたいという思いからでした。6月23日、3月10日、8月6日・8日・9日・15日、忘れてはならない節目の日をみんなで考えました。戦争体験者の話を聞き「戦争」が人々に何をもたらしたのかを振り返り、平和集会から人の命の重みと「戦争は最大の人権侵害」であることを胸に刻んでいきました。

3 だからこそできること

教育現場も時代や社会の変革に大きく影響されてきました。子どもたちの思いや変化に気づき、真正面からぶつかる、さまざまな差別や不合理に抗う当事者の思いに寄り添い、地域の実態をわかろうとする努力をし、差別をなくしていく立場に立とうとしてきました。そういった営みを繰り返しながら、すべての人を大事にする教育こそが「同和教育」であると学んできました。

しかし、今、現場では「同和教育」という言葉はありません。若い世代は全くと言っていい程知らない現実があります。だからこそ自分自身の人権意識・感覚を見失わないようにすること、子どもたちとしっかり向き合うこと、職場でしっかり情報共有すること等できることをし続けていくことを大事にしていきたいと思います。



第3回（2月20日）

学習から行動へ「自分にできること」

コーディネーター 岡野 保洋さん

1 DVD「あなたに伝えたいこと」を鑑賞

この作品のテーマは「インターネット時代における同和問題」です。主人公である若い女性の結婚話を中心に、身元調査やインターネットへの差別書き込みなど、現代的な部落差別について内外から描かれています。

2 グループ内での意見交流

・被差別の立場ではない者が、啓発などで「差別・部落」などと言うからなくならないんだというのが「寝た子を起こすな」だと思っていたが、部落出身の保護者が自分が受けてきた差別やしんどさのために子どもに伝えられないということもそうだと思った。

・同和問題との小さい時からの関わりを見つめ直す。実際に差別にあっている人、差別発言があった時に自分がどう応えられるか。そういったことをもっと学んでいかないと。

・自分たちの親世代、さらにその親の世代は差別的だった。それをずっと聞いていると、家庭の中でもそれが当たり前になってしまい、おかしいことだと気づけない。それが一番問題。だが、学習を積み重ねていき、家族の中でも「それは違う」と言えるようになれば、社会に出ても、解決に向けていけるのではないかと思う。

3 岡野保洋さんの話

講演会では、聞く人によって意識や経験、今の課題についてどう思っているかということによって講師の話は受け止められています。参加型学習では、意見を重ねる中で自分とは違う意見があるんだということに気づけるのが大事です。

若い人の意見を聞くと、「KY」空気読めない、または空気を読みすぎて意見をぶつけ合うような関係を避けるといった傾向があります。一つの認識ができるというのは、インターネット等で自分の好きな意見だけを見るのではなく、いろんな意見を重ね合わせていく中でしか生まれません。

DVDにもあった「寝た子を起こすな」の問題は非常に深刻です。部落の側がどうやって差別を乗り越えていけるだろうかという問題だと思います。被差別部落に生まれた子どもが、自分の出身、身元調査の対象とされることを知らずに育っています。かつては運動の中でそういうことに取り組んできました、中での取組だけではなく、社会教育でも学校教育でもPTA、企業でもそういった差別はいけない、克服していくんだということが当たり前の価値観でした。幅広い取組として自分たちが培ってきた歴史があります。

4 参加者の声

・毎年参加している。来る度に違う方からの話が聞け、自分の中で深まっている感覚がある。

・職場で同和問題について学習する機会があり、もっと知りたいと思い参加した。寝た子を起こすなという議論もあるが、生きているといつかはそういった差別的な場面に出会う時があるかもしれない。出会った時に自分がどういう行動ができるのかが大切。正しく知らないと周りの差別的な感情に流されてしまう。日頃から学習して正しい心を持ち続けていくことが大切だと感じた。

・正しいことをしっかり自分の中に入れて判断を誤らないようにしていく。差別は創りだされるもの。その過程を自分で見極め、そこに乗っからないようにできるか、差別に反対していけるのかということをも自分に返していく。

同和問題ゼミコース研究編 12月11日, 1月15日, 2月12日

「同和对策審議会」答申から50年

～部落差別の解決を迫る法と施策の道筋を明示～

講師 川崎 正明さん（全国隣保館連絡協議会 会長）

第1回（12月11日）

「答申以前の差別実態と国策樹立の国民的運動の歩み」

1 はじめに

2015（平成27）年は、同和对策審議会答申が出されて50年の節目となります。そこで50年をふりかえることが必要です。50年をふりかえる意味を改めて考えてみましょう。原点を忘れないようにすること、一定の区切りでふりかえることによって、いろいろなことを発見し、教訓とすること。これらのことを踏まえて成果を発展させ、弱さを克服することにあります。

2 「同対審」答申は部落問題・人権問題の必読文献

「同対審」答申の特色は、日本社会における部落問題解決にむけての羅針盤であります。総理府の付属機関としてあった同和对策審議会は、1965年8月11日に佐藤栄作内閣総理大臣へ部落問題解決のための取組について答申を提出しました。

その総称が「同対審」答申です。「同対審」答申は、その後のさまざまな人権の取組の起点をなしました。

3 「同対審」答申に至るまでの歴史・経過

1871（明治4）年に解放令が公布されました。そもそも身分差別を解消するために出されたものでなく、地租改正などの日本の近代化政策のために出されたもので、実質的な解放を保障する行政施策は行われませんでした。

1871（明治4）年10月から1873（明治6）年にかけて、「解放令」反対一揆が起りました。「解放令」反対を掲げて、部落を直接攻撃し、殺傷や焼き討ちなどの暴挙に及びました。1922（大正11）年3月11日全国水平社が創立され、歴史的な綱領・宣言と決議を採択しました。1946（昭和21）年11月3日に日本国憲法が公布され、3月に憲法草案の「社会的地位」を「社会的身分」と改めさせました。



1951（昭和26）年10月に、京都市で「オールロマンス事件」が起りました。「特殊部落」という題名の小説がのせられ、被差別部落の劣悪な環境を拡張し、その住民を犯罪者のように小説では書かれていました。この小説を書いたのは京都市の職員。これを機に、部落差別の現実に対する行政

責任が鋭く問われ、全国で差別行政糾弾闘争が展開されました。

「実態的・心理的」差別実態は温存されたままで、1960年に制作された映画『人間みな兄弟～部落差別の記録～』の導入カットに「道がある。その道が細くなったところに部落がある」という実態を描いた印象的なシーンがあります。実際に、公共職業安定所に張り出された企業からの求人票には、部落地名が書かれ「〇〇地区」を除くと書いて貼ってあったんです。また銀行の採用試験で、普段の成績が自分よりも低かった同級生は採用されたのに、自分は最終面接で不合格になり少女はそれを苦に自殺するという痛ましい実態がありました。

1961（昭和36）年「同和对策審議会」が発足し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策について諮問」するに至りました。次回は、同和問題は国の責務・国民的課題と明確化した意義についてお話しします。

第2回（1月15日）

「同和問題は国の責務・国民的課題と明確化した意義」

1 はじめに

「同和对策審議会」答申が出されて50年の節目の年です。前回の講座で、50年をふりかえる意味と、「同対審」答申の特色について、そして「同対審」答申に至るまでの歴史・経過等についてお話ししました。

「国策樹立」の取組を進め、「同和对策審議会」が1961（昭和36）年に発足しました。そして、同和对策審議会答申は、部落問題解決にむけての羅針盤であり、さまざまな人権の取組の起点となりました。今回は、答申が示したものの、意義についてお話しします。

2 「同対審」答申の意義（答申が示したもの）について

「同対審」答申の意義については、部落差別の現実があることをハッキリさせたことです。「第1部同和問題の認識」において、「世間の一部の人々は同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えています。けれども、この問題の存在は、主観を超えた客観的事実に基づくものである。」と答申では断言しています。そして、部落差別が「わが国の社会に潜在的または顕在的に現存し、多種多様の形態で発現する。」と、部落差別の現実が存在すると断定しています。

それは心理的差別と実態的差別に分類されます。差別実態の存在を検証するために、二つの調査を実施しました。1963（昭和38）年全国の同和地区に関する基礎調査をし、また、1962（昭和37）年16ヶ所の同和地区を抽出して精密調査を実施しました。二つの調査から導かれた結果からの解明によって、部落差別は単なる「観念の亡霊ではなく現実の社会に実在する。」ことであると切り切りました。

3 答申の訴えたもの

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された「基本的人権」に関わる問題です。また、未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ「国の責務」であり、「国民的課題」とであると訴えています。だから、問題の解決は「焦眉」の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状況にあるのです。

4 部落問題解決の展望と方法

「差別はどんなことをしてもなくなる」という「宿命論」＝悲観主義は、部落問題を解決へむけての努力に水をさします。そっとしておけば差別はなくなる。「寝た子を起こすな論」＝楽観主義は、明治以降人権啓発が不在の時代が続き、部落差別の実態がむしろ強まっていった歴史的事実があります。「部落問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。」と断定しました。すなわち、人間の営みが差別をつくりあげてしまったのだから、人間の営みによって差別はなくすことができると断言しました。「第3部同和对策の具体案」において、「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない」と行政責任（責務）を念押ししています。



5 答申が指摘したことをどのように実践されてきたか？

何が進んだのでしょうか。同和对策事業特別措置法（1969年～2002年）が名称・内容は変更しましたが、33年間継続されました。住環境の改善が進み、高校、大学進学率が高まり、安定就労が増加しました。（実態的差別の解消）。また、人権課題解決に向け取り組む人の広がり、被差別当事者の自己実現の回復や福祉・教育・労働に関する人権施策へ影響を与えています。

では何が課題として残っているのでしょうか。生活における実態（福祉・教育・就労・産業）の格差、依然として存在している差別意識、巧妙化する差別事象、インターネットでの差別書き込みやヘイトスピーチ、約1,000といわれる未指定地区を残してしまったことなど、まだまだ課題として残っています。答申は、特別措置法とともに「差別禁止法」と「人権侵害救済法」の必要性を指摘していますが、実現していません。人権文化の根づいた地域社会とコミュニティセンターの意義と役割について次回はお話します。

第3回（2月12日）

「人権文化の根づいた地域社会と

コミュニティセンターの意義と取組並びに役割」

1 はじめに

「人権文化とは、どういう社会のことを言うと思いますか？」隣同士で話し合ってください。「どうですか？」（参加者に聞いていく。）そう、皆さんの言われたとおり正解はありません。

2 人権文化の根づいた地域社会？

人に思いを巡らす創造力が大切です。私たちはステレオタイプになっていないですか？（一枚の写真を見ながら）この赤ちゃんは、今どんな状況におかれているのでしょうか。どうですか？（参加者に聞いていく。）実はこの写真はユニセフが子どもに予防注射をしているところです。一部分を見てイメージする。固定観念により貧困をイメージする。それが固定観念というものです。

3 今、私たちの立ち位置はどこに

前の画面をみてください。町内に障がい者施設ができ、「怖いわね。」とか立ち話をしている場面です。無知・無関心が偏見を生み、偏見が差別を生みます。次の画面です。同和問題の研修会がある時、私は知っているから研修会には参加しないと言っている場面です。こういうことはありませんか。自分は差別をしないと思い込んでいる。その解っているつもりが、現実（実体）がみえなくなる、ということになっていませんか。次の画面です。「結婚相手のことを調べてきたよ。」「結婚するのは本人同士よ。」「いまだき何言っているの。」と会話している場面です。私たちが非差別の立場にたっているのですか？ということ。自分の立ち位置はどこに立っているのでしょうか。

4 隣保館の法制化

1958年4月社会福祉事業法の改正がありました。そこには、隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、法的性格が明らかにされた。1997年制度変更により隣保館が一般対策に移行し「隣保館運営要綱」が改訂になりました。「同和問題の解決に資する」から「人権・同和問題の速やかな解決に資する」となり、これまでの「同和問題の解決に資する」隣保館活動を踏襲し、周辺地域も含めた「福祉の向上や人権啓発の拠点としたコミュニティセンター」としての運営が方向づけられました。

2000年に社会福祉法の改正があり「隣保事業」に関する条文が改正されました。その中で、福祉に欠けたという部分が削除されました。2002年に「局長通知」が出されました。同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものではない。残された課題解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。また、隣保館は地域福祉の推進や人権課題の解決のための各種事業を実施するなどその期待・役割はますます大きいとあります。

5 同和問題（差別）のとりえ方

差別を賛成する人はまずいません。差別をどう捉えるかによって問題解決のゴールにたどり着くか、問題を助長、拡大していく状況を温存することになります。差別のとりえ方には、被差別の存在そのものに差別の原因を求める考え方の「存在論」と同対審答申が指摘「存在のある特定の状態」に差別の原因を求める考え方の「状態論」があります。



6 「ソーシャルインクルージョン」（包摂）にもとづくまちづくり

「ソーシャルインクルージョン」とは、すべての人々を「社会的孤立や孤独」、「社会的排除や摩擦」から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという理念で、隣保館の役割があります。

7 まとめとして



同和問題をはじめ多くの人権問題の「実態」に気づき、自らの「人権意識」に気づく営みが大切です。

「人ごとから我がこと」への意識変革から差別問題へ接近していかねばなりません。自らが感じて、気づいて、人と人をつなぐ共感性を持ち、人ごとから我がこととして、固定観念を打ち破っていかねばなりません。人権文化とは、人と人が認め合う絶対ゆるれないものさしをつくっていくことです。

ゼミコース 1月14日(木), 1月19日(火)

「青年発 社会とのつながり方」

～私たちと「人権」について考えてみませんか～

司 会

第1回 亀樋 哲生さん(福山平成大学 シグマソサエティ)

第2回 山地 佳菜さん(福山市立大学 だて会)

助 言 山口 健一さん(福山市立大学 講師)

1 はじめに

人権を考える時、オトナだけで話をしているのは駄目ではないか、若い人たちはどう感じているのだろう、もっと若い人たちにも考えて欲しい、そういう思いから始まったコースです。

若者が自分で企画し、自分たちが動き始めることで、社会の流れを変えられるかもしれません。人権という言葉からどんなイメージを持つか、誰もがみな生まれながらに持っているもの、イメージがわからない、外国の問題、などが思い浮かべられます。

自分はどう考えるか、その問題はなぜ存在するのか、実際に今どんな問題が起きているか、する側、される側の気持ちになって考えてみてください。

「問題は解決できる」と思えますか、「明日自分ができることは何か」などを話し合ってみてください。

今回は大学生が講座へ主体的に関わり、人権問題に関するテーマを自ら選び、学習方法を考案して主体的に取り組みました。

第1回(1月14日)

『人権問題を考える』…リフレクティング・プロセス

○亀樋 哲生さんの提起

福山平成大学、福山大学、市立大学三校の持ち回り企画とし、それぞれのキャンパスで3回実施の予定でしたが、センター試験や諸般の都合で2回の実施になりました。私たち学生が企画・運営をする講座となっていますので、よろしくお願いします。

今回は平成大学ボランティアサークル、シグマソサエティが中心となって講座を運営しますのでよろしくお願いします。

今回は、リフレクティング・プロセスという方法で話し合いを進めていきたいと思っています。まず、机の上にある「自己紹介カード」に記入をお願いします。

記入時間を3分として、書き終わったら自己紹介カードを名札代わりにして1分程度の自己紹介をお願いします。



今日は4人平均の6グループに分かれていますから、その中で1人ずつ「人権」に関する問題や課題を1分くらいで出し合ってみてください。

—話し合い—

では、各グループの中で「今回はこの問題について話し合いたい」と思うテーマを決めてもらい、テーマを発表した人がメインとなりグループワークを初めてください。記録と発表者も決めておいてください。

—各グループの発表—

各グループの中では「人権という言葉からどんなイメージを持つか」エピソードを添えて発表しました。「人権は誰もがみな生まれながらに持っているもの」「身近なもの」「イメージがわからない」「人権のおかげで安心して生活できている」「外国のニュースにあった尊厳死の話題」などが発表されました。

次に「他のグループから出た話題を聞いて自分はどう考えるか」などが出されました。

第2回（1月19日）

『受け止め方と解決の可能性』

○山地 佳菜さんのディスカッション

3つのグループに分かれ、6テーマの中からひとつ話し合うテーマを決めました。「障がい者の人権」「外国人の人権」「いじめ」をそれぞれのグループで選びました。



●その問題はなぜ存在するのでしょうか

「相手の立場に立っていない」「偏見がある」「かわりがない」「家庭の教育」「集団的心理が働く」などの意見が出され、司会者から「排除の気持ちが伺えますね」と投げかけがあった。

●実際に今どんな問題が起きていますか

「被害を受ける側は、意思を伝えにくい、伝わりにくい」「就職問題」「教師が参加していた葬式ごっこ」「ネットでの匿名による攻撃」などが出され、司会者から「いじめがしやすい現状になっている」との指摘がありました。

●する側・される側の気持ちになって考えてください

する側は、「利益中心で考える からどんな差別もうまれる」「優越感、『上の人』意識」。

される側は、「権利を主張したいけれど言うと居づらくなるから言い出せない」「他に相談するといじめがエスカレートするから言えない」「一人追いつめられてかかえこむ」などの意見がだされました。

●こういう問題は解決できると思いますか

「解決していかなければいけない」「情報を補い合ってみんなが正しい意識を持つことが大切」「解決することはできないが、人とかわることで問題を少なくするこ

とはできる」「地域のかかわりを増やす」などの意見がだされ、司会者から「『地域』・『人との交流』・『意識』が共通している」ことの押さえがなされました。

●明日、自分がこうしたらよくなるのではないかと考えてください

「正しい知識を身につけて周りに伝えていく」「隣人を思いやることから始めよう」「いつでもどこでも誰でもいじめは絶対にだめという意識にする」「近所付き合いを大切にすることで見方が増える」などの意見がだされ、司会者から「行動を起こすということですね」というまとめがありました。

○コーディネーターからのまとめ

人権問題を放っておかず、なんとかしていきましょう。人間ですから。それは人間として必要なことです。変えていかなければならないことの基準って何？

…例えば「いじめはだめ！」そう、人間だからすべきことです。

2016年（平成28年）10月発行

【問合せ先】

福山市市民局まちづくり推進部

人権推進課

TEL 084-928-1006